

# 一般社団法人鳥取県ビルメンテナンス協会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人鳥取県ビルメンテナンス協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を鳥取県米子市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、会員相互の支援及び交流等によりビルメンテナンスに関する知識及び技能の向上を図るとともに、ビルメンテナンス業の健全な育成に努め、もって建築物等における衛生的環境の確保及び向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ビルメンテナンスに関する調査及び研究
- (2) ビルメンテナンスに関する講習会及び研修会の開催
- (3) ビルメンテナンスに関する知識及び技術の啓発と普及
- (4) ビルメンテナンスに関する事故及び労働災害の防止
- (5) 障害者・高齢者等に対するビルメンテナンス業への就労支援事業
- (6) ビルメンテナンスに関する統計資料の作成、情報の収集交換及び刊行物の発行
- (7) ビルメンテナンスに関する関係行政機関の施策及び関係中央団体の活動に関する協力
- (8) ビルメンテナンスに関する機器類の貸出し並びに書籍類の販売斡旋
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した鳥取県内においてビルメンテナンス業を営む法人又は個人

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会したビルメンテナンスに関連する事業を営む  
法人又は個人

2 正会員は、同時に、この法人が連携会員となっている公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「全国協会」という。）の正会員となる。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 全国協会から除名の処分を受けたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 第8条及び9条の場合のほか、会員は次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 正会員全員の同意があったとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 会費を6箇月以上納入しないとき。
- (4) 全国協会の会員資格を喪失したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 第8条及び第9条により退会し又は除名された会員及び第10条により資格を喪失した会員が、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 総会

### (構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じ開催する。

### (招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

### (議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

### (議決権)

第17条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、役員候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第19条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要事項を記載し、法令で定める時までに当該議決権行使書面をこの法人に提出して行う。この場合において、その議決権の数は出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、別の1名を副会長、また別の1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務と権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 5 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務と権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事が辞任又は任期満了で退任することにより、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、辞任又は任期満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

## 第6章 理事会

(構 成)

第30条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときは又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前条第2項の規定により理事会が招集されたときは、出席した理事から選任するものとする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号と第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第11章 雜 則

(委 任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、寺本眞一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が6月1日である場合を除き、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

## 附 則

- 1 この定款は、令和元年11月22日から一部改正により施行する。  
第36条の改正（事業年度）